

マルチモーダル促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が有する物流基盤の更なる活用及び物流の活性化を促進するため、予算の範囲内で鉄道やフェリーを活用したモーダルシフト及び本市の物流施設等を拠点とした新たなサプライチェーンの構築に要する経費の一部を補助することにより、もって本市の物流拠点化を推進することを目的とする。補助金の交付に関しては、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「モーダルシフト」とは、北九州貨物ターミナル駅を発着する貨物鉄道の利用又は新門司フェリーターミナルを発着する定期フェリー航路を利用することをいう。
- (2) 「物流事業者」とは、各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を業として行う者をいう。
- (3) 「荷主企業」とは、自らの事業に関して貨物を継続して物流事業者に輸送させる者をいう。
- (4) 「物流施設等」とは、貨物運送において、貨物の集約、加工、積替え等の物流機能を有する北九州市内の倉庫や製造を行う施設等をいう。
- (5) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 「暴力団員」とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 物流事業者又は荷主企業であること。
- (2) 本市から他の補助金を受けていないこと。
- (3) 暴力団でないこと。また、法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- (4) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- (5) 自らの事業活動について、暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

(補助事業の要件及び補助対象経費と補助率)

第4条 補助金の交付対象となる補助事業、補助対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 市長は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、当該補助金の交付対象となる経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」とする。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の実施前に、別に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請の内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付申請者に対し、別に定める補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、補助金交付申請者に対し、別に定める補助金不交付決定通知書により、その理由を付して通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知書を受けたのち、補助事業の内容を変更するときは、速やかに別に定める補助金交付変更申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、別に定める補助金交付変更決定通知書により通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更決定の場合に準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その翌日から起算して20日以内又は当該年度3月末日までのいずれか早い日までに、別に定める実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、別に定める補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条に規定する通知を受け、補助金を請求するときは、別に定める補助金請求書に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金の請求を受けたときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助金の交付対象者、第4条に規定する補助事業の要件及び補助対象経費に該当しないことが明らかになったとき
- (2) 補助事業者が第8条及び第10条に規定する手続を期限内に行わないとき
- (3) 第9条に規定する審査において、不相当と認められたとき
- (4) 第14条第2項の規定に基づく指導に補助事業者が従わないとき
- (5) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (6) その他市長が不相当と認める事由が発生したとき

2 前項の規定は、第9条に定める補助金の額の確定を行ったのちにおいても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書又は補助金交付決定一部取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したことにより生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止するときは、速やかに別に定める補助金交付申請取下げ書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第6条第1項に定める補助の交付決定を行った後に、前項の規定による申請の取下げがなされたときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(返還命令)

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、返還命令を行うときは、別に定める補助金返還命令書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の状況報告及び指導)

第14条 市長は、補助事業者に対し、申請書等の記載に係る事項、補助事業の実施状況に係る事項その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(関係法令の遵守)

第15条 補助事業者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 第5条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第5条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助事業の要件	補助対象となる経費	補助率
<p>次の号のすべてに該当する輸送であること</p> <p>(1) 輸送経路の新設、又は、既存の輸送経路を見直し、北九州市を発着する定期フェリー航路、又は、貨物鉄道を利用していること（ただし、定期フェリー航路においては、金土日成新門司フェリーターミナルを出港する便又は土日月に新門司フェリーターミナルに入港する便の利用を実績の2割以上含むこと）</p> <p>(2) 輸送の過程において、市内の物流施設等を利用し、貨物の集約、加工、仕分け、積替え、その他市が認める過程を経ていること。</p>	<p>発地から着地までの輸送に要するトラック輸送、鉄道輸送及びフェリー輸送に要する経費（ただし、発地及び着地は国内の住所とする）</p>	<p>補助対象経費の1/3</p> <p>（ただし、補助金額の算定にあたり、補助率を乗じて得られる金額の千円未満については切捨てとする）</p> <p>補助の上限額は1社あたり1,500千円とする</p>